

資料編

1 常滑市障がい者基本計画等策定委員会

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定する場として、常滑市障がい者基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 常滑市障がい者基本計画の策定に関すること。
- (2) 常滑市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 常滑市障がい児福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 常滑市障がい者総合支援協議会の委員
- (2) 一般の公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 常滑市障がい者総合支援協議会の会長を策定委員会の委員長とし、常滑市障がい者総合支援協議会の副会長を策定委員会の副委員長とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、策定委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号の計画を専門的に検討するため、策定委員会に作業部会を設ける。

2 作業部会の組織、委員等は策定委員会で定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

※敬称略

No.	役 職	氏 名	所 属
1	委員長	竹内 秀隆	医師団代表
2	副委員長	栗山 和弘	民生児童委員連絡協議会会長
3	委 員	榊原 康宏	医師団代表
4	委 員	八十川 竜洋	歯科医師会代表
5	委 員	小島 圭祐	薬剤師会代表
6	委 員	鈴木 俊道	社会福祉協議会会長
7	委 員	山本 恒子	知多保健所健康支援課
8	委 員	江端 元男	身体障害者相談員・身体障害者福祉協会会長
9	委 員	家田 六ツ枝	知的障害者相談員
10	委 員	今井 友乃	特定非営利活動法人知多地域成年後見センター事務局長
11	委 員	西村 広美	特定非営利活動法人あかり代表
12	委 員	藤井 明美	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク
13	委 員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会会長
14	委 員	岩川 秀子	精神保健福祉ボランティア集いの場「ひわまり」「和」代表
15	委 員	竹内 忠雄	社会福祉法人あゆみの会理事長
16	委 員	山下 圭一	社会福祉協議会事務局長
17	委 員	村上 正輝	教育委員会事務局学校教育課
18	委 員	新野 康子	常滑手話サークル ペンペン草
19	委 員	伊藤 博子	アイリス
20	委 員	肥田 佐江子	だんごの会
計	20 名		

任期 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

■事務局

No.	役 職	氏 名	所 属
1	部 長	竹内 洋一	福祉部
2	課 長	近藤 彰洋	福祉課
3	課長補佐	土居 まゆり	福祉課
4	主 事	内藤 充博	福祉課
5	主 事	早川 史織	福祉課
6	課 長	古川 章江	こども課
7	主任主査	相武 真一	こども課

2 常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常滑市障がい者基本計画等策定委員会設置要綱第7条の規定により設置する常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 常滑市障がい者基本計画、常滑市障がい福祉計画及び常滑市障がい児福祉計画（以下「障がい者基本計画等」という。）を専門的に検討するため、常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 作業部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者基本計画等の策定手順に関すること。
- (2) 障がい者基本計画等の中に記載する内容に関すること。
- (3) その他障がい者基本計画等の策定に関すること。

(組織)

第4条 作業部会は、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 事業者を代表する者
- (2) 障がい福祉サービスに関する事業に従事する者
- (3) 障がい当事者団体又は関係支援団体に属する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、障がい者基本計画等の策定に係る業務が完了するときまでとする。

(部会長)

第6条 作業部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

■常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会委員名簿

※敬称略

No.	役職	氏名	所属
1	部会長	田島 雅子	とこなめ障がい者相談支援センター
2	委員	高津 博丈	デイセンターおおそ
3	委員	山本 恒子	知多保健所健康支援課
4	委員	盛田 和正	身体障害者相談員
5	委員	家田 六ツ枝	知的障害者相談員
6	委員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会
7	委員	木下 和也	レインボーハウス
8	委員	朝田 愛美	相談支援センタークローバー
9	委員	岩川 秀子	精神保健福祉ボランティア集いの場「ひわまり」「和」代表
10	委員	小河 直美	特定非営利活動法人あかり
11	副部会長	竹田 誠	児童発達支援センターちよがおか
12	委員	徳田 絵美	野花
13	委員	長谷川 佑	野っこ
14	委員	山本 眞理	とこころ園
15	委員	田中 壮八	ライトハウス
16	委員	野崎 具子	ほっとクラブ
17	委員	大高 健	ちよがおか相談支援事業所
18	委員	青木 由美子	とこなめ障がい者相談支援センター
19	委員	沢田 健太郎	半田特別支援学校
20	委員	村上 正輝	常滑市教育委員会学校教育課
21	委員	鈴木 弘恵	常滑市福祉部健康推進課
22	委員	新野 康子	常滑手話サークル ペンペン草
23	委員	伊藤 博子	アイリス
24	委員	肥田 佐江子	だんごの会
計			24名

■事務局

No.	役職	氏名	所属
1	課長	近藤 彰洋	福祉課
2	課長補佐	土居 まゆり	福祉課
3	主事	内藤 充博	福祉課
4	主事	早川 史織	福祉課
5	課長	古川 章江	こども課
6	主任主査	相武 真一	こども課

3 計画策定の経過

時 期	内 容
平成 29 年 5 月 30 日	第 1 回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①作業部会部会長の選出 ②アンケートについて
平成 29 年 6 月 27 日	第 2 回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①アンケート調査票について
平成 29 年 7 月 9 日	第 1 回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①策定委員会・作業部会の設置について ②委員長・副委員長の選任について ③アンケートについて
平成 29 年 7 月 19 日～ 8 月 4 日	「福祉に関するアンケート調査」実施
平成 29 年 10 月 16 日	第 3 回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①アンケート集計結果について
平成 29 年 11 月 14 日	第 4 回常滑市障がい者基本計画等策定委員会作業部会 ①アンケート集計結果について ②第 4 次常滑市障がい者基本計画（素案）について ③第 5 期常滑市障がい福祉計画・第 1 期常滑市障がい児福祉計画（素案）について
平成 29 年 12 月 7 日	第 2 回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①アンケート調査結果について ②第 4 次常滑市障がい者基本計画（素案）について ③第 5 期常滑市障がい福祉計画・第 1 期常滑市障がい児福祉計画（素案）について
平成 30 年 1 月 25 日～ 2 月 23 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月 1 日	第 3 回常滑市障がい者基本計画等策定委員会 ①第 4 次常滑市障がい者基本計画（最終案）について ②第 5 期常滑市障がい福祉計画・第 1 期常滑市障がい児福祉計画（最終案）について

4 用語集

あ 行

用語	解説
医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。

か 行

用語	解説
ケアマネジメント	障害福祉サービスの利用者が地域の中で自立した生活を送るため、地域の様々なサービス資源や保健・医療・福祉・教育・就労等の様々な領域のサービスを活用し、地域の障がいのある人に対する意識や関わりを深め、地域、利用者又は家族が有している能力等を引き出すこと。また、そのために必要な課題を調整するためのプロセス。

さ 行

用語	解説
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
児童福祉法	児童の出生・育成が健やかであり、その生活が保障愛護されることを理念として、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある児童。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がいのある人・児童が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。
自立支援給付	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、利用するサービス費用の一部を、行政が障がいのある人に個別に給付するもの。サービスの利用者が自らサービスを選択し、契約を交わした後にサービスを利用する仕組みとなっている。

用語	解説
成年後見制度	障がい等により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援するため、後見人が財産の管理や身上監護を行うことができる制度。

た 行

用語	解説
地域生活支援拠点等	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた拠点のこと。
地域包括ケアシステム	元々は、高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのことであり、ここでは、精神障がいのある人が地域で自立した生活を営めるように図る仕組み。
知多障害保健福祉圏域会議精神保健福祉部会	知多半島の5市5町によって構成される、市町村だけでは対応困難な各種のサービスを面的・計画的に整備することにより、広域的なサービス提供網を築くため、広域市町村圏、福祉事務所、保健所等の都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町村を含む広域圏域を知多障害保健福祉圏域といい、この圏域の保健・医療・福祉・教育等の関係者によって、圏域内の精神障がいについて協議するための場。
知多地域障害者就業・生活支援センターワーク	知多地域の障がいのある人を対象に、行政、相談支援事業者、福祉施設、ハローワーク、病院などの関係機関と密接な連携をとりながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設。
デイケア	介護保険サービスにおける通所リハビリテーションであり、作業療法士や理学療法士、看護師といった特定の資格を有した者の指導を受けながら、身体機能の回復・向上に取り組むもの。
デイサービス	介護保険サービスにおける通所介護であり、介護スタッフ等の補助の下、食事や入浴、機能訓練に取り組むもの。
常滑市障がい者総合支援協議会	市内に暮らす障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、障がいのある人を取り巻く市内の現状や必要な支援を協議する場。

は 行

用語	解説
発達障がい	生まれつき脳の一部の機能に障がいがあることから現れる様々な症状であり、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい等のこと。
ヘルプカード	外見から分かりにくい障がいのある人やコミュニケーションをとることが困難な障がいのある人等が、周囲に自分の障がいの理解や必要な支援を求めることができるよう、障がい特性や希望する支援内容を記入し、携帯することができるもの。

ま 行

用語	解説
モニタリング	障害（児）福祉サービスの利用者に対し、サービスが適切に提供されているか、また、現在のサービスが利用者の障がい特性等に合っているかを継続的に監視すること。

平成 30 年 3 月

発行：常滑市

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地

U R L : <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>

編集：福祉部福祉課

T E L : 0569-34-7744

F A X : 0569-34-7745

E-mail : fukushi@city.tokoname.lg.jp

福祉部子ども課

T E L : 0569-47-6113

F A X : 0569-35-7879

E-mail : kodomo@city.tokoname.lg.jp
